

社会福祉法人ひまわり福祉会

認知症対応型共同生活介護サービス重要事項説明書

あなたに対する認知症対応型共同生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成18年3月14日厚生労働省令第34号（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）第108条において準用される第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	ひまわり福祉会
主たる事務所の所在地	島根県出雲市神西沖町2479番地6
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 須田 英男
設立年月日	1973年1月9日
電話番号	0853-43-7500
ファクシミリ番号	0853-43-7501
ホームページアドレス	http://w-himawari.jp

2. ご利用施設

施設の名称	グループホームひだまり
施設の所在地	島根県出雲市神西沖町2452番地1
指定番号	3270400710
管理者名	須田 英男
開設年月日	2004年4月21日
電話番号	0853-43-3755
ファクシミリ番号	0853-43-3756

3. 第三者評価事業受審状況

第三者評価実施の有無	有
評価実施した直近の年月日	2026年1月31日
評価機関の名称	有限会社ケーエヌシー 松江MSIC
評価結果の開示状況	開示中（ホームページ、WAMNET）

4. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定	指定年月日	事業所番号
介護福祉施設従来型	島根県	2000年4月1日	3270490026
介護福祉施設ユニット型	島根県	2011年4月1日	3270490091
短期入所生活介護	島根県	2000年4月1日	3270490026
介護予防短期入所生活介護	出雲市	2003年4月1日	3270490026
介護医療院	島根県	2024年4月1日	32B0400018
短期入所療養介護	島根県	2024年4月1日	32B0400018
介護予防短期入所療養介護	出雲市	2024年4月1日	32B0400018
居宅介護支援事業	島根県	2000年4月1日	3270400025
訪問介護事業	島根県	2000年4月1日	3270400272
第一号訪問事業（総合事業）	出雲市	2018年4月1日	3270400272
通所介護事業	島根県	2000年4月1日	3270400298
第一号通所事業（総合事業）	出雲市	2018年4月1日	3270400298
認知症対応型通所介護事業	出雲市	2000年4月1日	3270400306
介護予防認知症対応型通所介護事業	出雲市	2020年10月1日	3270400306
居宅介護（障がい）	島根県	2000年4月1日	3210400119

5. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	<p>社会福祉法人ひまわり福祉会グループホームひだまり（以下、事業所という）が行う認知症対応型共同生活介護は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった者のうち、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。</p>
運営の方針	<p>①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>②利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</p> <p>③適切な介護技術を持ってサービスを提供する。</p> <p>④常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。</p>

6. 施設の概要

認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームひだまり」

建物構造	軽重量鉄骨構造
利用定員	18名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
個室（和室）	5室	18.00 m ²	18.00 m ²
個室（洋室）	13室	18.00 m ²	18.00 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	備考
食堂兼居間	2	東 29.33 m ² 西 29.33 m ²	テーブル、椅子、キッチン、冷蔵庫、電子レンジ、テレビ等を設置
パブリックスペース （生活協同室）	4	東 21.00 m ² 北 22.50 m ² 北 16.00 m ² 西 24.50 m ²	テーブル、椅子等を設置 クラブ活動等のレクリエーション、団らんの場として自由に使用可
共同トイレ	4	東 1.00 m ² 北 1.00 m ² 西 1.00 m ² 中央 1.00 m ²	洋式便座。手すり設置。
一般浴室	2	東 5.00 m ² 西 4.63 m ²	普通浴槽。手すり設置。

7. 職員体制

従業者の職種	指定基準等
管理者	1名（他事業所の管理者を兼務可能）
看護職員	1名（加算を取得する場合においてのみ、事業所に配置するか若しくは外部ナースステーション等の看護師と連携が必要）
介護職員	日中の時間帯（7：00～21：00）に常勤換算で6名以上 夜間の時間帯（21：00～翌7：00）に常勤換算で2名以上
計画作成担当者	事業所に1人以上（介護支援専門員で、且つ認知症介護実践研修（実践者研修）を修了していること。業務に支障がなければ、他の職種を兼務可能）

※入職・退職等の関係で、上記体制に若干の変動が生じる場合がありますが、その場合も各配置基準を満たした体制にて運営します。

8. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制		休暇
	形態	勤務時間	
管理者（常勤）	日勤	9：00～17：30	土、日、祝祭日 8月13日～14日 12月30日～翌1月3日
看護職員（常勤）	日勤	9：00～17：30	シフトによる（月10日程度）
	日勤	10：30～19：00	
介護従事者（常勤） 計画作成担当者（常勤）	早番	7：00～15：30	シフトによる（月10日程度）
	日勤	8：00～16：30	
	日勤	9：00～17：30	
	日勤	10：30～19：00	
	遅番	11：00～19：30	
	夜勤	17：30～10：30	
介護従事者（非常勤）	日勤	8：00～14：00	契約による（月10日程度）
	日勤	8：30～14：30	
	日勤	11：00～17：00	
	夜勤	19：00～7：00	

9. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付によるサービス

サービス種別	内容
排せつ	ご本人の心身の状態に合わせ、以下の選択肢を組み合わせで援助します。 ① 設備（水洗トイレ、ポータブルトイレ等） ② 用品（尿器、紙パンツ、パット、紙おむつ、陰部洗浄容器、清拭タオル、保湿クリーム等） ③ 介助方法（スライディングボード、スライディングシート等）
入浴・清拭	入浴日～毎日 入浴時間 9時00分～11時30分、13時30分～16時30分 ※入浴は週2回以上入れるよう予定を組みます。 ※入浴を中止した場合は、全身清拭で対応します。
離床	寝たきり防止のため、医師による制限の指示がない限り、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は2週間に1回行います。汚染時は随時交換します。
洗濯	衣類やタオル類等は、職員が洗濯を行います。別途料金は発生しません。ただし、特殊な物（コートや寝具等）は専門業者対応となり、別途料金が発生します。

健康管理	<p>① 看護職員、及び介護職員による健康管理 入居者の方の健康状態の確認、バイタルの測定、処方薬の管理等を行います。尚、体調不良等があれば、必要に応じてかかりつけ医や、その他の医療機関へ連絡をし、指示や助言を受けます。</p> <p>② かかりつけ医の往診 かかりつけ医の往診の際は、医師へ健康状態の報告を行い、指示や助言を受けます。</p> <p>③ 医療機関への受診 医療機関へ受診する場合は、原則としてご家族の対応となります。諸事情によりご家族での対応が難しい場合は介添えの協力をいたしますが、対応できないこともありますので、職員へご相談ください。</p> <p>④ 入院になった場合 医療機関に入院された期間は、施設職員がお世話をすることができなくなります。 退院時の迎えは、原則としてご家族の対応となります。諸事情によりご家族での対応が難しい場合は迎えの協力をいたしますが、対応できないこともありますので、職員へご相談ください。</p>
介護相談	施設での生活全般のご相談に応じます。入居されたユニットの担当介護職員へお声がけください。

10. 利用料

別表（利用料金表）に記載し、変更の際は通知します。

11. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記窓口までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

尚、担当者が不在のときは、申立人様の連絡先を確認させていただき、改めて担当者からご連絡致します。

苦情受付担当者	柳楽 亜喜（グループホームひだまり 係長）
電話番号	0853-43-3755
ファクシミリ番号	0853-43-3756
受付時間	24時間

施設窓口以外にも、下記の窓口で受け付けが可能です。受付時間は9時～17時です。

(1) 第三者委員

担当者氏名	電話番号
喜種 彰子	090-2003-3181
内田 のり子	090-2007-4056

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

受付機関	電話番号
出雲市役所高齢者福祉課	0853-21-6972
国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	0852-21-2811
島根県社会福祉協議会 運営適正化委員会	0852-32-5913

苦情解決の責任者、及び対応担当者は下記の通りです。

苦情解決責任者	須田 英男 (ひまわり園 施設長)
苦情対応担当者	谷口 稔 (ひまわり園 副施設長)
電話番号	0853-43-2633
ファクシミリ番号	0853-43-2747

1.2. 協力医療機関

医療機関の名称	出雲市民病院
院長名	高橋 賢史
所在地	出雲市塩冶町1536-1
電話番号	0853-21-2722

1.3. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	えのもと歯科
院長名	榎本 正美
所在地	出雲市神門町1388-4
電話番号	0853-23-3455

1.4. 緊急時の対応方法

別表（緊急時の連絡先等）を作成し、利用者の心身の状態に異変等が生じたときは、そこに記載のある連絡先、場合によってはかかりつけ医に連絡します。また、緊急事態と判断した場合は、救急車を要請するなどして対応します。その際は、この別表（緊急時の連絡先等）を救急隊への情報提供書として使用します。

※ 連絡先、その他内容に変更が生じた場合は事業所職員にご連絡ください。

1.5. 非常災害時の対策（火災・自然災害）

災害時の対応	別途定める「消防計画」「防災計画」等に則り対応を行います。	
近隣との協力関係	地域防災協力員として ・社会福祉法人親和会 ・近隣住民	
平常時の訓練等	総合防災訓練（自衛消防訓練）2回／年 自然災害想定訓練（地震・風水害等）1回／年 防災に関する研修 複数回／年	
防災設備	・スプリンクラー	有

	・避難階段	無
	・避難スロープ	無
	・自動火災報知機	有
	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有
	・防火シャッター	無
	・防火扉	無
	・屋内消火栓	無
	・非常通報装置	有
	・漏電火災報知器	有
	・非常用電源	有
	・非常用自家発電装置	有
	・防災カーテン	有
防火管理者	大澤 啓悟 (法人事務局)	

1 6 . 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は8時～19時です。その間は玄関を開放しています。特に手続き等は必要ありませんので、ご自由にお入りください。 尚、時間外での面会希望等がございましたら、事前に職員へお伝えください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時、緊急連絡先を所定の用紙にご記入ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は所定の場所をお願いします。 飲酒は原則自由ですが、心身の状態により危険を伴う場合はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入所者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。 従業者に対するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント行為等により、入居者（家族）と健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約解除をすることがあります。

所持品の管理	原則自室内にて管理をお願いします。
現金等の管理	自己管理も可能ですが、紛失等については責任を負いかねます。現金管理に不安のある方は、金銭管理サービスをご利用ください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

17. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

18. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名： 損保ジャパン株式会社
- ・保険の内容： しせつの損害補償
対人、対物、財物、人格権侵害、経済的損失、徘徊時 等

19. 虐待、及び身体拘束の防止

(1) 虐待防止

事業所は、虐待の発生（又はその再発）を防止するため、職員に対する定期的な研修等を実施し、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するなど、適切な措置を講じます。

(2) 身体拘束への対応

当事業所は、原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為を行うことがあります。その際は、緊急やむを得なかった理由、身体拘束の様態、及び時間等についてご家族に説明し同意を得たうえで実施し、ご利用者様の心身の状況について記録します。また、虐待防止委員会で協議のうえ、拘束の早期解除に向けて取り組みます。

20. 感染対策

感染症対策委員会を設置し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止、発生時の対応等について検討するとともに、マニュアルの整備や設備・医療機器等の衛生管理、職員研修の企画・実施等を行います。

感染症・食中毒に関する職員研修	2回／年実施
感染症が発生した場合の事業継続訓練	2回／年実施

また、感染症が発生・蔓延した場合はマニュアルに従って対応し、市町村・保健所等に連絡するなど必要な措置を講じます。

2 1. 重要事項の変更

本重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を通知するとともに書面での同意を求めます。

20 年 月 日

(サービス事業者)

私は、本書面に基づいて、上記重要事項を説明しました。

名 称 社会福祉法人ひまわり福祉会

代表者 理事長 須田 英男

説明者 係長 柳 楽 亜 喜

(サービス利用者)

私は、本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____

(署名代行者)

私は、下記の理由により、本人の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所 _____

氏 名 _____

署名代行の理由 _____

(利用者の家族等)

私は、本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けました

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____